

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金  
(業務・産業用燃料電池システム導入支援事業)  
交付規程

(目的)

第1条 この規程は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱(平成21・03・06財資第9号。以下「要綱」という。)第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会(以下「協会」という。)が行う燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(業務・産業用燃料電池システムの導入支援に係るものに限る。)(以下「補助金」という。)の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 協会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この交付規程において、「業務・産業用燃料電池システム」とは、燃料電池ユニット及びその他補機から構成され、主に業務・産業用分野において使用されるシステムをいう。

(交付の対象)

第4条 協会は、業務・産業用燃料電池システムであって、第2項に掲げる要件に該当するもの(以下「補助対象システム」という。)を導入する事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)について、補助対象事業を行う民間団体、個人事業主又は地方公共団体等(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業者が策定した実施計画書が、協会が別に定める応募要領(以下「応募要領」という。)で指定される要件を満たしていると認められる場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、別紙暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。

2 補助対象システムは、以下の各号を満たした機器とする。

- (1) 燃料電池ユニットに固体酸化物形燃料電池(SOFC)を活用したもの。なお、燃料電池ユニットの部品(セルスタック等を含む)を交換する事業は補助金の交付対象としない。
- (2) 定格運転時において単機で1.5kW超の発電出力があること。
- (3) 定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)での総合効率が平均で60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。なお、ここでいう平均とは、第9条(8)により協会に報告する総合効率の値をすべて加算し、合計値を報告回数で除し

て得られる単純平均を意味する。

(4) 未使用品であること。

(補助金の額)

第5条 前条第1項の補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表1のとおりとする。

(申請者の募集)

第6条 協会は、応募要領により申請者を募集する。

(申請者の申込・交付申請)

第7条 申請者は、補助金の申込・交付申請をしようとするときは、様式第1による補助金申込・交付申請書に、応募要領で指定される書類並びに必要なに応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

(申請者への申込受理・交付決定の通知)

第8条 協会は、様式第1による補助金申込・交付申請書が協会に到着した日を受付日とし、当該申込・交付申請書の受付を行うものとする。

2 協会は、前項申込・交付申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第2による補助金申込受理・交付決定通知書により、申請者に通知する。また、必要な事項の確認、修正については、補正により対応する。補助金申込・交付申請書が適正でないとき認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の補助金申込受理・交付決定通知に際して、次条の事項につき条件を付するものとする。また、必要に応じて、その他の条件を付することができるものとする。

4 受付日の期限等については、応募要領によるものとする。

5 第2項において、協会は、第26条第1項の規定による有識者から構成される評価委員会（以下「評価委員会」という。）が定める方法に基づき採点を行い、交付先の決定を行う。募集期間終了後に点数の高い申請から順に採択（通常採択）するが、特に点数の高い申請については募集期間終了を待つことなく採択（都度採択）することができるものとする。また、交付先の決定を行った後に、計画変更により予算に余剰が生じた場合においては、繰り上げによる追加交付先決定及び追加募集を実施出来るものとする。

(交付にあたっての条件)

第9条 協会は、補助金の申込受理・交付決定の通知をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、協会が第22条の規定による補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(2) 補助事業者は、第21条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され得ることに留意すること。

(3) 補助事業者は、協会が第21条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第21条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第5項の規定に基づき延滞金を納付すること。

- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、第23条の規定により様式第8による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出ること。
- (5) 補助事業者は、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し（補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。）、廃棄し又は、担保に供しようとする等）をいう。）しようとするときは、第24条第1項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けること。
- (6) 補助事業者は、第24条第1項の規定に基づく承認を受けた後、第24条第4項の規定による取得財産等の処分をした場合において、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (7) 補助事業者は、第25条の規定に基づき、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後6年間保存しておくこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業終了後、応募要領で指定される書類並びに必要なに応じて協会が指示した書類により、補助事業の効果及び定格運転時の総合効率等を報告すること。
- (9) 補助事業者は、前号に定める報告において、応募要領に定める実施計画書にて申請した補助事業の効果を満たせなかった場合、及び定格運転の総合効率が第4条第2項(3)に定める規定を満たせなかった場合、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。

#### (申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条第2項の規定による申込受理・交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に申込・交付申請の取下げに関する届出を協会に提出しなければならない。

#### (補助事業の開始及び完了)

第11条 申請者は、第8条第2項に規定する申込受理・交付決定の通知を受けた後、補助事業者として補助事業を開始することができる。

2 補助事業者は、応募要領に定める補助事業の完了期限までに補助事業を完了しなければならない。

#### (計画変更の承認)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 協会は、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を計画変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。
  - 3 協会は、前項の承認に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(中止の報告)

第13条 補助事業者は、やむをえない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに様式第4による中止報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業完了期限の延期承認)

- 第14条 補助事業者は、応募要領に定める補助事業の完了期限までに補助事業を完了することが出来ないと見込まれる場合、速やかに様式第5による補助事業完了期限延期承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 協会は、前項に規定する補助事業完了期限延期承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を補助事業完了期限延期承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。
  - 3 協会は、前項の承認に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第15条 補助事業者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 協会が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が、協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
    - (1) 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
    - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡、又は動産への質権設定、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
    - (3) 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助金の額その他の交付決定の変更を行う場合、補助事業者との協議のみにより、債権を譲り受けた者は、異議を申し立てず、当該交付決定の内容変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
  - 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業の承継)

第16条 協会は、補助事業者について相続、法人の合併または分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して

実施しようとするときには、様式第6による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(補助事業完了の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める応募要領の補助事業の完了期限までのいずれか早い日までに様式第7による補助事業完了報告書に様式第8による取得財産等管理台帳及び応募要領に定める書類を添付し協会に提出しなければならない。なお、補助事業者間でリース契約等を締結する場合には、補助対象システムに関するリース契約書等の写し及び補助対象システムに関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して協会に提出しなければならない。また、補助事業者間でエネルギーサービス契約等を締結する場合には、補助対象システムに関するエネルギーサービス契約書等の写し及び補助対象システムに関するエネルギーサービス料計算書及びエネルギーサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して協会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 協会は、第17条の規定による補助事業完了報告書の提出があった場合は、当該報告書の内容を審査及び必要により現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の額の確定を行い、様式第9による補助金の額の確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 協会は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前条第1項に定める補助金の額の確定通知書の通知を受け、補助金の支払を受けようとするときには、様式第10による精算払請求書を協会に提出しなければならない。

(手続代行者)

第20条 第6条に規定する申請者及び第11条に規定する補助事業者は、第7条の補助金申込・交付申請書、第9条の補助事業の効果等の報告、第10条の申込・交付申請の取下げに関する届出、第12条第1項の計画変更承認申請書、第13条の中止報告書、第14条第1項の補助事業完了延期承認申請書、第16条の補助事業承継承認申請書、第17条の補助事業完了報告書又は第24条第1項の財産処分申請書の手続き代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第2項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付の決定内容若しくはこ

れに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、この交付規程、応募要領又はそれらに基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第18条に規定する補助金額の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 協会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。
  - 4 協会は、前項の補助金の返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて当該補助事業者から徴収するものとする。
  - 5 協会は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付が無い場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて補助事業者から徴収するものとする。

(協会による調査等)

第22条 協会は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者、申請者及び手続代行者等(以下「補助事業者等」という。)に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第8による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第24条 補助事業者は、取得財産等を処分制限期間内において処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の処分制限期間は6年とする。
- 3 第1項の規定に基づき、協会が処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、補助事業の目的が達成できないとして協会が請求したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 前項の補助金の返還については、第21条第5項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後6年間保存しなければならない。

(評価委員会)

第26条 協会は、有識者から構成される評価委員会を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行うものとする。

3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(不正行為等の公表等)

第27条 協会は、補助事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の交付の手續等を行った場合、次の措置を講ずることができるものとする。

(1) 協会の所管する契約等の全部又は一部について、一定期間交付等の対象外とすること。

(2) 補助事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金申込・交付申請前に確認しなければならず、補助金申込・交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、協会は本事業を通じ補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報に関する事項)

第29条 協会が補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の目的に使用する。

(1) 補助金交付に係る業務に利用する。

(2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(その他の必要な事項)

第30条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別にこれを定める。

附則

この規程は、平成29年4月4日から施行する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

## 補助対象経費

補助事業				補助金の 上限額
補助対象 経費の区分	費目	内容	補助率	
事業費	設計費	・ 本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費。	1/3 以内	下記の①又は②により得られる金額のうちいずれか少ない額  ①定格発電出力 1 kW あたり 45 万円  ②業務・産業用燃料電池システム 1 機あたり 8335 万円
	設備費	・ 本事業に必要な機械装置、昇圧設備、熱利用設備、制御盤、監視装置、エネルギーマネジメントシステム、配管・配線類及びこれらに付帯する設備の導入に要する経費 ・ 計測装置、データ記録及び集計のための機器に要する経費		
	工事費	・ 本事業に必要な工事に要する経費 ・ 本事業に必要な付帯工事に要する経費 ・ 本事業のために必要な系統連系に要する経費		